

○養護老人ホームときわ寮運営規程

平成 18 年 4 月 1 日
規程第 15 号

目次

- 第 1 章 施設の目的と運営の方針(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 職員の職種及び数(第 4 条—第 5 条)
- 第 3 章 利用者の定員(第 6 条)
- 第 4 章 利用者の処遇の内容(第 7 条—第 18 条)
- 第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項(第 19 条—第 32 条)
- 第 6 章 非常災害対策(第 33 条)
- 第 7 章 その他施設運営に関する重要事項(第 34 条—第 50 条)

附則

第 1 章 施設の目的と運営の方針

(趣旨)

第 1 条 この規程は、御坊日高老人福祉施設事務組合が設置運営する養護老人ホームときわ寮(以下「施設」という。)は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護(常時の介護)を受けることが困難な者を入所させて養護(介護)するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は、利用者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 養護老人ホームときわ寮
- (2) 所在地 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180

第 2 章 職員の職種及び数

(職員の職種及び数)

第 4 条 施設を運営するために、職種ごとの職員は、次のとおりとする。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び

運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第19号)第12条第4項に規定するところによる。

- (1) 施設長 1人(常勤・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業(以下「特定施設事業」という。)及び訪問介護事業と兼務)
 - (2) 医師 1人(嘱託医・非常勤)
 - (3) 主任生活相談員 2人(常勤・1人は主任支援員と兼務・1人は特定施設事業生活相談員と兼務)
 - (4) 生活相談員 2人(常勤換算方法・1人は事務員と兼務)
 - (5) 主任支援員 1人(常勤・主任生活相談員と兼務)
 - (6) 支援員 1人以上(常勤換算方法・特定施設事業介護員及び訪問介護事業訪問介護員と兼務)
 - (7) 看護職員 4人(3人常勤・1人非常勤)
 - (8) 栄養士 1人(常勤)
 - (9) 事務員 1人(常勤・生活相談員と兼務)
 - (10) 調理員 9人(7人常勤・2人非常勤)
- (職員の内容)

第5条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
- 4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 利用者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。
 - (2) 処遇に関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うこと。
- 5 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、利用者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的・一体的に行う。
- 6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- 7 看護職員は、医師(嘱託医師)、協力病院と連携し、保健衛生の業務を担当する。

- 8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導する。
- 9 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務など執るほか、施設庶務を行う。
- 10 主任調理員・調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当する。

第3章 利用者の定員

(利用者の定員)

第6条 施設に入所できる利用者の定員は、御坊日高老人福祉施設事務組合養護老人ホーム設置条例(昭和39年条例第5号)による。

第4章 利用者の処遇の内容

(処遇の方針)

第7条 施設は、利用者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行うものとする。

- 2 利用者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の職員は、利用者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は原則的に行わない。
- 5 施設は、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会においてその必要性や態様等について検討を行い、事前に利用者又は家族に、必要性やその態様を詳しく説明し、同意を得た上でを行い、その後、行った身体拘束の態様等の状況を記録しなければならない。

(処遇計画の作成)

第8条 処遇計画の作成は生活相談員が行う。

- 2 生活相談員は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及び家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(相談、援助等)

第9条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 施設は、入所に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 4 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
- 5 施設は、利用者の外出の機会を確保するように努める。
- 6 施設は、利用者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。
- 7 施設は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

(日課)

第10条 施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

(余暇活動)

第11条 施設長及び生活相談員等は、利用者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努める。

(日用品等の給貸与)

第12条 利用者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与する。

(食事)

第13条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。又、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めなければならない。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食	7:00	～	7:30
昼食	11:45	～	12:15
夕食	17:00	～	17:30

(居宅介護サービスの利用)

第14条 施設は、利用者が要介護状態等(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。)になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第 15 条 施設長、医師及び看護職員は、常に入寮者の健康に留意し年 2 回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しなければならない。

2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行うものとする。

3 医師は定期的に治療に当たるものとする。

(衛生管理)

第 16 条 施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行う。

(1) 衛生知識の普及指導

(2) 年 2 回以上の大掃除

(3) 月 1 回以上の消毒

(4) 週 2 回以上の入浴又は清拭

(5) 月 1 回以上の調髪

(6) その他必要なこと

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に 1 回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため指針を整備すること

(3) 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること

(4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(利用者の処遇の状況に関する記録の整備)

第 17 条 施設は、次の各号に掲げる利用者の処遇に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 利用者の処遇に関する計画

(2) 行った具体的な処遇の内容とその記録

(3) 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 利用者からの苦情の内容等の記録

(5) 利用者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条 施設は、利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね 3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、利用者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮するものとする。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所)

第 19 条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するものとする。

(入所時の面接)

第 20 条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めます。

(退所事由)

第 21 条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡しなければならない。

- (1) 利用者からの退所の申出があったとき
- (2) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し 3 か月以上経過したとき及び 3 か月以上の期間入院が見込まれるとき
- (4) 利用者が死亡したとき

(社会復帰の支援)

第 22 条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

- 2 施設は、利用者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 施設は、利用者の退所後も、必要に応じ、その利用者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行わなければならない。

(無断退所)

第 23 条 利用者が、無断で帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡しなければならない。

- (1) 退所(推定)日
- (2) 退所原因
- (3) その他必要な事項

(命令退所)

第 24 条 施設長は、利用者が第 32 条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、実施機関と協議し、その承認を得て退所させることができる。

(日課の励行)

第 25 条 利用者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(面会時間と消灯時間)

第 26 条 面会時間は、原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする。又、消灯時間は、午後 9 時とする。

(喫煙)

第 27 条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力頂くものとする。

(飲酒)

第 28 条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力頂くものとする。

(外出及び外泊)

第 29 条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出、許可を得る必要がある。

(健康保持)

第 30 条 利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康検査は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第 31 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

(禁止行為)

第 32 条 利用者は、施設で次の行為をしてはいけない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 33 条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成しなければならない。

2 非常災害に備え、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を実施しなければならない。

第 7 章 その他施設運営に関する重要事項

(居室)

第 34 条 利用者の居室は、個室 26 室、2 人部屋 42 室とし、必要な備品を備えなければならない。

(静養室)

第 35 条 利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、医務室又は職員室に隣接して設けなければならない。

(洗面所及び便所)

第 36 条 居室がある各階に洗面所や便所を設けなければならない。便所については、男子用と女子用を別に設けなければならない。

(医務室)

第 37 条 利用者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えなければならない。

(職員室)

第 38 条 居室のある階ごとに居室に近接して職員室を設け、机・いすや書類等保管庫など必要な備品を備えなければならない。

(職員の服務規則)

第 39 条 職員の服務規則は、御坊日高老人福祉施設事務組合職員の服務に関する規則(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 5 号)による。

(職員の質の確保)

第 40 条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(個人情報保護)

第 41 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 42 条 施設の職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 43 条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の整備)

第 44 条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第 45 条 施設は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力しなければならない。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携)

第 46 条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。

(掲示)

第 47 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。

(協力医療機関等)

第 48 条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておかななければならない。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかななければならない。

(勤務体制等)

第 49 条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供は、施設の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質向上のための研修の機会を設けなければならない。

(その他)

第 50 条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

2 この規程の施行により、養護老人ホームときわ寮管理規程(昭和 39 年 4 月 1 日規程第 1 号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

附 則(平成 20 年規程第 1 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 15 号)

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 1 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 1 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 1 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 1 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 20 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。